



大地申  
第18号

## 「2023年3月ダイヤ改正について」に関する申し入れ(その2) 交渉を行う!

1. 「その他時間」を行路内の一部に指定していく事による兼務発令を行う場合は、「2023年3月ダイヤ改正について」に関する申し入れの議論経過を踏まえ、「その他時間」における指示業務の内容に限定すること。

組: 今回のダイヤ改正において一部行路に「その他時間」を設定していき駅業務など行う事は労働条件の変更になる認識はあるか?

会: 会社としてはダイヤ改正の提案については労働条件が変更になるので、「その他時間」が入るので提案してきた。



その業務内容についてはこの間の団体交渉で議論してきた認識である。

組: 職場では明確に説明が出来ていない! 例えば公金私金の区別、列車見張り員ホームの明確化をどう分かりやすくしていくのかなどがある。しかし3月18日のダイヤ改正において「その他時間」は駅業務に関わるので兼務を行っていくという事で良いか?

会: 兼務発令をやらせていただきたいと考えている。



組: 「2023年ダイヤ改正について」労使議論をしてきたが、「その他時間」を一部行路内に指定していく事における兼務発令の業務内容については、「その他時間」における指示業務内容という事で良いか?

会: 今回の兼務発令の趣旨・目的は今回のダイヤ改正における「その他時間」にて駅業務を行うという事で兼務発令を行っていく事となる。

**安全・サービスレベル低下を防ぐため  
職場で具体的説明を求めよう!**

**確認!**